議員提出議案第1号

広報特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり、南相馬市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成30年12月12日提出

南相馬市議会議長 今村 裕様

南相馬市議会議員 中 提出者 Ш 庄 賛 成 者 南相馬市議会議員 一夫 部 渡 太 田 淳 鈴 木 昌 " " 'n " 渡 部 寬

提案理由

議会広報の発行を通じ議会に対する理解と関心を深め、市勢進展に寄与するため、地方自治法第109条及び南相馬市委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものである。

議員提出議案第1号

広報特別委員会の設置について

南相馬市議会議長 今 村 裕

平成30年12月12日

次のとおり広報特別委員会を設置する。

- 1. 委員会名称 広報特別委員会
- 2. 委 員 6名(各常任委員会から2名。ただし議長及び副議長を除く)
- 3. 付議事件 南相馬市議会広報の編集・発行及びその他議会広報に関する 事項についての調査・研究
- 4. 設置期間 平成32年11月30日までとする。なお、本特別委員会は議会の閉会中も必要に応じ活動できるものとする。